

事前計画協議の手引き

初版

名古屋港管理組合 企画調整室 計画担当

令和4年4月

目次

1. 目的	2
2. 事前計画協議までの手続	2
2.1. 事前相談	2
2.2. 事前計画協議の対象となる大規模事業	2
2.3. 事前計画協議の申出	3
3. 事前計画協議	3
3.1. 事前計画協議における確認項目	3
3.2. 各項目における確認の視点	4
3.3. 事前計画協議の回答	6
4. 参考資料	7
4.1. 港湾計画における土地利用区分と具体の利用形態	7
5. 様式	10
5.1. 事前計画協議申出書	10

1. 目的

名古屋港の臨港地区内及び港湾区域内における新たな事業に関して事前に協議を実施し、法令の規定に基づく許認可の申請等の前に、あらかじめ土地利用に関する港湾計画との整合性や事業実施による周辺環境への影響等について、港湾の開発、利用及び保全に支障とならないかの事前確認・調整を行うものです。

特に大規模事業や周辺環境へ多大な影響を及ぼす恐れのある事業に対し、事前に協議を実施して十分な確認・調整期間を設けることにより、臨港地区内行為届出を始めとした、その後の許認可手続等を迅速かつ円滑に行うことを目的としています。

なお、本協議は事業者の任意の協力によって成立するものとし、本協議が実施されなかったことによって、事業者が不利益な取扱いをされることはありません。

2. 事前計画協議までの手続

2.1. 事前相談

名古屋港の臨港地区内及び港湾区域内において、2.2 に記載された事業のいずれかを行う者は、その事業計画について事前に相談を行ってください。ただし、名古屋港管理組合からの事業提案募集（公募）を受けたもの等、事業計画について既に本組合からの合意を得たものに関してはこの限りではありません。

（相談先：名古屋港管理組合 企画調整室 計画担当）

2.2. 事前計画協議の対象となる大規模事業

基本的には、以下の大規模事業を協議対象とします。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">● 臨港地区内における事業エリア^{※1}の面積（一連の事業^{※2}の場合は、その合計面積）が20万㎡以上のもの● 港湾区域内における係留施設及びその機能を確保するための泊地で、水深12m以上のもの |
|---|

ただし、以上の項目に該当しない場合においても、以下のように港湾の開発、利用及び保全に著しく支障となる恐れのあるものに関しては協議対象となります。

- 事業に伴う土地利用形態が、港湾計画で定められた土地利用計画^{※3}を著しく阻害する可能性のあるもの
- 周囲の環境や近隣の企業・住民等に多大な影響を及ぼす可能性のあるもの
- その他、港湾の開発、利用及び保全の観点で支障となる可能性のあるもの

※1 「事業エリア」

新たに事業を行う土地の区域及び水域です。下記の通り一連の事業と認められる場合は、それらの区域全体が一つの事業エリアとなります。

※2 「一連の事業」

事業施行者、土地所有者、工事施行者、事業内容及び事業開始時期等を、総合的に判断し、複数の事業について関連性があると認められるものは、一連の事業とみなします。

※3 「土地利用計画」

港湾計画では、土地の所有者又は、これからその土地を所有する者に対して、「このように使うことが適当である」といった、言わば、港湾管理者としての意思を示したものとして、土地利用計画を定めています。これは法的拘束力を持つものではありませんが、臨港地区における「分区」の指定と連携させることによって、港湾計画で定めた土地利用が実現するように運用されています。

(土地利用区分とその利用形態については、4.参考資料を参照)

(事業エリアが該当する土地利用区分については、名古屋港管理組合公式ウェブサイト (<https://www.port-of-nagoya.jp>)の「名古屋港港湾計画図 改訂」を参照)

2.3. 事前計画協議の申出

事前相談を経て、事前計画協議の必要があると判断された事業については、事前計画協議申出書(様式5.1)に、3.1の確認項目を記載した事業計画書を添えて提出してください。(提出先：名古屋港管理組合 企画調整室 計画担当)

3. 事前計画協議

3.1. 事前計画協議における確認項目

事前計画協議の申出が提出された事業に対し、以下の項目について確認を行うことで、港湾の開発、利用及び保全に支障とならないかを判断します。

- ① 土地利用形態と主な事業内容
- ② 取扱貨物等の搬出入量とそれに伴う交通量及び船舶利用隻数(頻度)
- ③ 海上輸送貨物の搬出入場所(岸壁、棧橋等)とその利用方法(着岸方法等)
- ④ 事業実施に伴う廃棄物及び排水の処理方法
- ⑤ 港湾区域内に設置される工作物(パイプライン等)の設計概要

- ⑥ 関係機関との調整状況
- ⑦ その他確認が必要な項目

3.2. 各項目における確認の視点

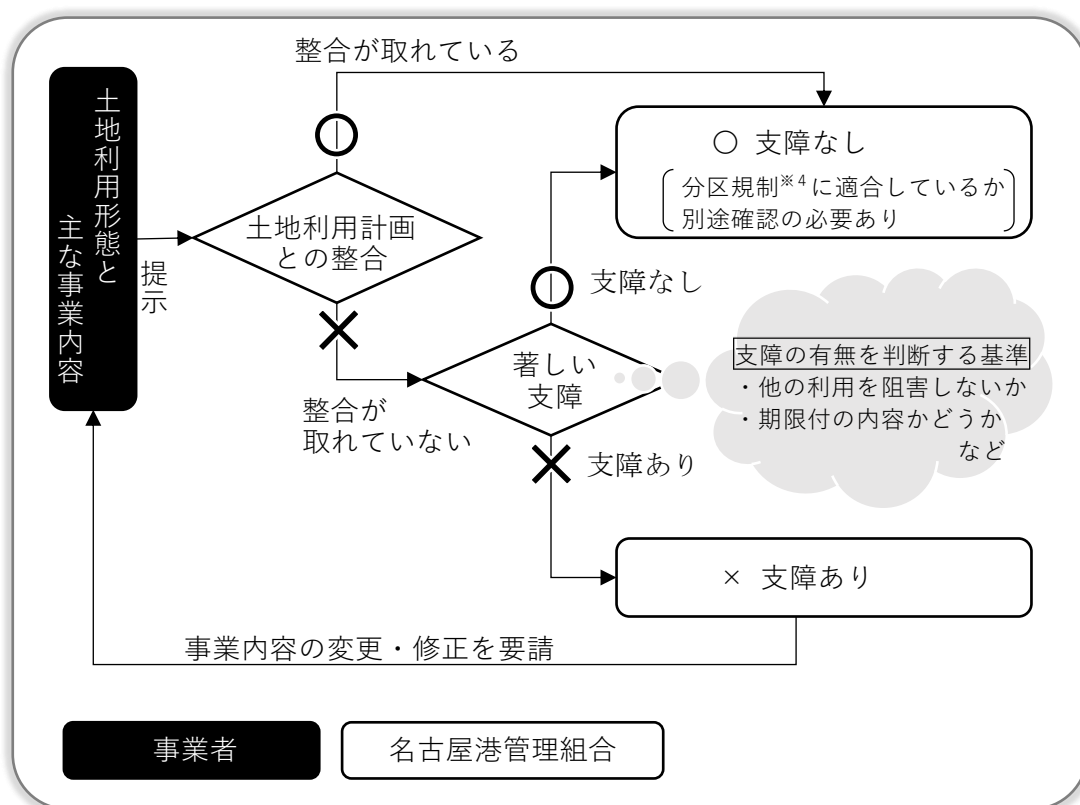
事業者より提示された 3.1 の確認項目については、以下の視点に基づき、港湾計画との整合性や周囲環境への影響等を確認します。

① 土地利用形態と主な事業内容

事業者より提示された土地利用形態及び事業内容が、港湾計画において定めた土地利用計画と整合が取れているかどうか、また、港湾計画の遂行に著しく支障を及ぼすものでないかについて確認します。(図 3.2①参照)

なお、土地利用計画との整合が取れている場合においても、本協議とは別に、分区規制^{*4}に適合しているかについて確認の必要があります。

図 3.2① 土地利用計画との整合性に関する確認フロー



以降の確認項目についても、同様のフローにて港湾計画の遂行に著しい支障となる恐れがないか確認します。

※4 「分区規制」

臨港地区に指定された区域内においては、港湾の多様な機能をそれぞれ十分に発揮させるために、臨港地区を機能別に区分して、目的の異なる建物が無秩序に混在することを防止する必要があります。このため、名古屋港では、港湾法に基づいて「商港区」「工業港区」「特殊物資港区」「保安港区」「修景厚生港区」の5つの分区を指定して、分区の目的に従って構築物の用途を規制しています。

(詳細については、名古屋港管理組合公式ウェブサイト (<https://www.port-of-nagoya.jp>)の「臨港地区内 分区規制 (用途規制)」ページを参照)

② 取扱貨物等の搬出入量と、それに伴う交通量及び船舶利用隻数 (頻度)

取扱貨物等の搬出入量と、それに伴う交通量及び船舶利用隻数 (頻度) が、周辺の港湾施設等に異常な負荷を発生させないか確認します。

③ 海上輸送貨物の搬出入場所 (岸壁、棧橋等) と、その利用方法 (着岸方法等)

海上輸送貨物の搬出入が、港湾計画で位置付けられた係留施設 (岸壁、棧橋等) において、適切な方法で着岸されるか確認します。

④ 事業実施に伴う廃棄物及び排水の処理方法

事業実施に伴って生じる廃棄物等が、港湾計画において定められた廃棄物処理計画に照らして、適切に処理されるか確認します。

⑤ 港湾区域内に設置される工作物 (パイプライン等) の設計概要

港湾区域内の水域 (水域の上空 100m までの区域及び水底下 60m までの区域を含む。) にパイプライン等の工作物を設置する場合、港湾計画において定められた水域施設計画に照らして、付近の水域施設 (航路、泊地等) から適切な離隔距離が取られているか等、港湾施設の利用に支障となる恐れがないか確認します。

⑥ 関係機関との調整状況

周辺環境への影響や津波・高潮対策等に関して、関係自治体や近隣の企業・住民との調整が適切に行われているか確認します。

⑦ その他確認が必要な項目

これまでの各項目のほか、港湾計画の遂行に著しく支障となる要素がないか確認します。

3.3. 事前計画協議の回答

3.2 の視点に基づいて、当該事業が港湾の開発、利用及び保全に支障とならないか判断され、名古屋港管理組合より事業者に対して事前計画協議の回答を行います。

事前計画協議で支障があると判断された場合については、事業内容等の変更・修正要請又は港湾計画の変更に関する諸手続が必要となる可能性があります。

なお事前計画協議終了後の事業着手にあたっては、行為届出を始めとした法令の規定に基づく許認可の申請又は届出が必要となります。

4. 参考資料

4.1. 港湾計画における土地利用区分と具体の利用形態

土地利用区分	土地利用の概要	用途	具体の利用形態
埠頭用地	係留施設と一体となって港湾貨物の荷さばき、船舶乗降旅客の取扱等を行うための用地	荷さばき施設用地	エプロン、荷さばき地、上屋、コンテナターミナル
		旅客施設用地	エプロン、旅客ターミナル（手荷物取扱所、待合所、売店、食堂等）、宿泊所
		保管施設用地	倉庫用地、野積場、貯木場、貯炭場
		船舶役務施設用地	船舶の給水施設、給油施設、船舶修理施設、船舶保管施設
港湾関連用地	港湾における物流・人流などの輸送活動の増進を図り、また、これらの活動を支援する施設のための用地	保管施設用地	倉庫用地、野積場、貯木場、貯炭場、サイロ用地、モータープール、空バンプール、シャープール
		流通施設用地	港湾の流通施設の高度化を図るためのトラックターミナル、配送センター、卸売市場等の流通業務施設。卸売展示施設、流通加工施設並びにこれらの附帯施設。コールセンター等の配分基地（ただし、石油等危険物の配分基地を除く）
		旅客施設用地	エプロン、旅客ターミナル（手荷物取扱所、待合所、売店、食堂等）、宿泊所
		港湾関連業務施設用地	物流・流通・貿易関連事業所、事務所（海上運送事業、港湾関連事業、倉庫業、道路運送事業、貿易関連業、商業、金融業、保険業等）。港湾管理施設（港湾管理事務所等）。航行補助施設（信号施設等）。港湾関連官公署事務所（税関、地方運輸局、地方整備局、海上保安官署、警察署、入国管理事務所、検疫所、消防署等の港湾関連官公署等）
		福利厚生施設用地	休泊所、診療所、船員会館
		作業基地用地	ケーソンヤード等

交流厚生 用地	港湾を通じた人的・経済的な国内外の様々な交流活動を推進するとともに、港湾におけるレクリエーション活動の用に供する施設及びこれに付随する施設のための用地	交流施設 用地	会議場施設、展示施設、研修施設、その他の共同 利用施設
		文化施設 用地	図書館、博物館、水族館、公会堂、展望施設等の 文化施設
		情報通信 施設用地	国際交易を支えるための情報処理施設、電気通 信施設（テレポートを含む）、その他情報通信施 設
		国際業務 施設用地	貿易関連事業所
		マリーナ 用地	レクリエーション船舶のための陸上保管施設、 船舶役務用施設、船舶上下架施設、用具倉庫等、 クラブハウス。これに付随する福利厚生施設、文 化施設（展示施設等）
		ス ポ ー ツ・レク リエーシ ョン施設 用地	マリーナ等と一体的なスポーツ・レクリエーシ ョン施設用地、民間が整備するスポーツ・レクリ エーション施設用地
マリーナ 関連施設 用地	レクリエーション施設利用者のための旅館、ホ テル、商店、飲食店、ペンション、保養所、艇庫 付き住宅		
工業用地	工業の用に 供する用地 及びこれに 付随する施 設のための 用地	工場用地	工場用地（工場の施設用地に付随した研究施設、 教育施設並びに危険物を取り扱う石油精製施設 を含む）
		情報通信 施設用地	工場に付随する情報処理施設・電気通信施設
		研究施設 用地	工場に付随する研究施設及び付帯施設
		発電所 用地	電気事業法の供給計画に基づき操業される発電 所の用に供する用地（発電所の施設用地に付随 した研究施設、教育施設を含む）
交通機能 用地	陸上及び航 空交通の用 に供する用 地	道路用地	臨港道路、都市計画道路
		鉄道用地	鉄道、軌道
		飛行場 用地	空港、ヘリポート、コンピューター基地

都市機能用地	一般的都市機能の用に供する用地	業務施設用地	一般的都市機能の用に供する業務施設用地、情報通信施設用地
		商業施設用地	一般的都市機能の用に供する商業施設用地、卸売市場用地
		住宅用地	住宅
		供給処理施設用地	下水処理場、清掃工場用地等
危険物取扱施設用地	石油、ガス等危険物を取り扱う用地（工業の用に供するものは除く）	貯蔵施設用地	危険物の貯蔵施設用地（石油精製施設、発電所、ガソリンスタンドに付随する貯蔵施設を除く）
		配分基地用地	石油配分基地、その他配分基地
		原油備蓄基地	原油備蓄基地
緑地	緑地	緑地	緑地
		広場	広場
		緩衝緑地	公害防止用の緩衝地帯
廃棄物処理施設用地	港湾において廃棄物の処理を行う施設の用地	廃棄物処理施設用地	廃油処理施設、排出ガス処理施設、廃棄物焼却施設、廃棄物破碎施設の用地
海面処分用地	廃棄物や浚渫土砂を埋立てにより処理するための区域	一般廃棄物等処理用地、土砂処分用地	一般廃棄物、産業廃棄物、浚渫土砂等の処分場の確保を主たる目的として土地造成を行う区域
海面処分・活用用地			一般廃棄物、産業廃棄物、浚渫土砂等の処分場の確保を図ることに加え、浚渫土砂や廃棄物を活用して土地を造成し、土地の利用を積極的に図るために土地造成を行う区域
公共用地	将来の公共埠頭、掘り込み水路等のための用地	留保用地	将来の公共埠頭用地、掘り込み水路等の用地として、土地利用を留保するもの

公益社団法人 日本港湾協会 発行「港湾計画書作成ガイドライン（改訂版第3版）」より抜粋

5. 様式

5.1. 事前計画協議申出書

事前計画協議申出書

年 月 日

(宛先) 名古屋港管理組合管理者

申請者 住所

氏名

(名称及び
代表者氏名)

事業計画について協議したいので、下記のとおり申し出ます。

事業の名称	
事業の目的	
事業エリアの位置	
事業エリアの面積	m ²
事業エリア周辺の状況	
計画概要	別紙のとおり。
その他参考とすべき事項	

令和4年4月 初版発行

事前計画協議の手引き

編集・発行

〒455-0033 名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合 企画調整室 計画担当

TEL : 052-654-7914

FAX : 052-654-7997

URL : <https://www.port-of-nagoya.jp>